

自動車車体改造契約書

弊社（株）やおき（以下「甲」という。）と、依頼主 _____
（以下「乙」という。）とは、甲乙間の自動車車体改造契約に関して、以下のとおり合意した。

第1条（改造契約）

甲は、乙に対し、甲所有の下記自動車（以下「本件自動車」という。）を改造依頼し、乙はこれを発注する。

記

登録番号 _____

車名 _____

車体番号 _____

第2条（改造費用）

本件自動車の改造代金は、見積金額と同じくとする。

第3条（売買代金の支払時期およびその方法）

乙は、甲に対して、次の各号のいずれかのとおり第2条の売買代金を支払う。

2 引き渡し日に、改造代金を支払う。

② 引き渡し後、期日を決め現金を甲に持参するか振り込む方法で支払う。甲が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う場合、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（引渡し）

甲は、乙に対して、令和 年 月 日（予定）に甲の工場にて引き渡しを完了する。

第5条（改造目的の確認）

本件自動車の改造目的はリアゲートの開口高さを高く改造変更しフォークリフトが侵入できるよう効率化を図るものとする。

第6条（改造内容の確認及び同意）

1 主にリアゲート上端部をカット及び上部鉄板を叩き落とす加工を行う。

2 リアゲートを脱着する。

3 純正部品ではない強化ダンパーを使用する、それに伴いボディ取付け位置の変更を行う。

第7条（危険負担）

1 本契約締結時から本件自動車の引渡し時まで、甲の責に帰することのできない事由により、本件自動車が滅失または毀損した場合は、乙の責に帰すべき事由によるときを除き、その危険は甲の負担とする。

2 社外品・純正品問わず、ドライブレコーダー・バックカメラ等の電気機器の脱着及び納車後の不具合に関しては保証しない。

第8条 (保障に関する同意)

- 1 乙は、本件自動車の引渡し時に、車検対応改造自動車装置であること、本件改造部分の機能および外観の確認を行った上改造に同意したものとみなす。
- 2 強化ダンパーを含む保証期間は納車日から3か月とする。
- 3 定期的に改造個所の合いマークの点検の実施をお願いする。
- 4 安全確保のため異常や異音、何らかの故障の前兆があった場合速やかに申告して頂く。

第10条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、山梨県地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第11条 (協議)

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (施工主)

住所 〒401-0015 山梨県大月市大月町花咲 557

(株)やおき 「アメージングゲートアップ」

代表取締役 藤本恭司

乙 (依頼主)

住所 〒